東京都における避難者支援の取組について

東京都総務局復興支援対策部
都内避難者支援課

目次

１　都内避難者に対する相談窓口の設置

２　都内避難者に対する情報提供

３　都内避難者へのアンケート調査の実施

４　応急仮設住宅への受け入れ

５　戸別訪問、交流サロンの実施

６　就業支援

７　就学支援

８　上下水道の減免

１　相談窓口の設置

都内に避難している皆様に対する総合的な相談窓口を**復興支援対策部内に設置し**、避難者の皆様からの相談に応じるとともに、各局等で設置している各種相談窓口の紹介を行っている。

都内避難者支援全般に関する問い合わせ
総務局復興支援対策部　03-5388-2384（平日９時～１７時）

２　都内避難者に対する情報提供

避難世帯に対し、被災県及び必要に応じ被災市町村と連携し、月2回、**定期便を個別郵送**で届けている。

都庁3階に情報コーナーを設置し、東京都、被災県及び被災市町村の情報の提供や地元の新聞を閲覧できるようにしている。

ホームページ上で都内避難者に係る相談等窓口一覧や都内避難者向けリンク一覧を公開している。

ホームページアドレス　　http://www.soumu.metro.tokyo.jp/17hisaichi/hp/tonaihinansha.html

情報コーナー

QRコードに対応している携帯をお持ちの方は右のコードをカメラで読み取ると簡単にアクセスできます

３　都内避難者へのアンケート調査の実施

都内避難者の現状やニーズを把握し、今後の支援に活用するため、避難世帯に対してアンケート調査を実施している。
平成24年２月、25年２月、26年２月に実施

現在、アンケート調査を実施中です。
ご協力をお願いします。

４　応急仮設住宅への受け入れ

都内避難者に対して、災害救助法に基づく応急仮設住宅として、都営住宅等を提供している。

受入れ状況（平成26年１２月３１日　現在）

3,518名

うち　都営住宅等　2,868名　　民間賃貸住宅　650名

５　戸別訪問、交流サロンの実施

都内避難者の孤立化防止事業を実施し、**地区社会福祉協議会等が区市町村や自治会、民生委員等と連携**し、戸別訪問、サロン活動等を行っている。

交流会

６　就業支援

東京しごとセンターに「緊急就職支援事業窓口」を設置し、就職についてのカウンセリングから職業紹介、就職後の相談まで継続的な就職支援を行っている。

担当：緊急就職支援事業相談窓口

東京しごとセンター(飯田橋)　03-5211-2900
東京しごとセンター多摩(国分寺)　042-329-4514
利用時間　平日9～20時　土曜日9～17時 (日曜日・祝日・年末年始は除く)
被災者向け電話就職相談0570-03-4510
※PHS、IP電話等からは、03-5211-3235
電話相談利用時間　平日9～17時 (土日・祝日・年末年始は除く)

７－１　就学支援

〇就園支援（幼稚園）
＜公立・私立＞
・幼稚園就園奨励事業により園児の入園料・保育料の負担が軽減される場合がある。
お問い合わせ先　各区市町村又は各幼稚園
＜私立＞
　・園児の入園料、保育料などの減免が受けられる場合がある。
・学用品費、修学旅行費などの一部が援助される場合がある。
　お問い合わせ先　各私立幼稚園又は生活文化局私学部私学振興課　03-5388-3181

〇就学支援（公立小・中学校）
　・区市町村が児童・生徒の学用品費等、学校給食費、医療費などを支給する場合がある。
　お問い合わせ先　各区市町村又は各公立小中学校

〇就学支援（都立高等学校・中等教育学校）
　・生徒の入学考査料、入学料、教科書等購入経費の減免が受けられる場合がある。
お問い合わせ先　各学校又は教育庁都立学校教育部
（入学考査料）　入学選抜係　03-5320-6745
（入学料及び教科書等購入経費）　経理係　03-5320-6744

７－２　就学支援

〇就学支援（私立学校（小・中・高等・専修学校※高等課程））
　・児童・生徒の学用品費、修学旅行費などの一部が援助される場合がある。
　お問い合わせ先　各私立学校又は生活文化局私学部私学振興課　03-5388-3181

〇就学支援（私立学校（小・中・高等・特別支援学校・専修学校・各種学校））
・児童・生徒の入学料、授業料などの減免が受けられる場合がある。
お問い合わせ先　各私立学校又は生活文化局私学部私学振興課　03-5388-3181

〇東京都育英資金（特別募集）
　・高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程、専門課程）に在学する方を対象に要件を緩和して貸付を実施している。
　お問い合わせ先　公益財団法人東京都私学財団　育英資金担当　03-5206-7929

〇受験生チャレンジ支援貸付
　・中学3年生、高校3年生を対象に、学習塾などの費用や高校、大学などの受験費用について貸付を行っている。
　お問い合わせ先　各区市町村

８　上下水道の減免

水道料金

基本料金及び1月当たりの使用水量10m³までの分に係る従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額

下水道料金

1月当たり8m³以下の汚水排出量にかかる料率額に100分の108を乗じて得た額